平成２５年（フ）第５０７号
神戸市西区北別府４丁目13番地の11秋定マンション103号、開始決定時の住所神戸市西区北別府５丁目３番地の23
破産者　伊藤　　章
1　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
2　一般調査期日　平成26年２月25日午前10時30分
平成25年12月17日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６０号
神戸市兵庫区荒田町４丁目１番８号201
破産者　有限会社ナカジマ住建
1　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
2　一般調査期日　平成26年２月25日午前10時
平成25年12月17日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７００号
神戸市須磨区北落合４丁目37番15―108号
破産者　橋本　徹男
1　破産債権の届出期間　平成26年１月24日まで
2　一般調査期日　平成26年２月25日午前10時15分
平成25年12月17日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７７号
埼玉県行田市大字小針2973番地２、旧住所埼玉県富士見市上沢１丁目13番26号
破産者　門井　　功
1　破産債権の届出期間　平成26年１月27日まで
2　一般調査期日　平成26年２月18日午前10時15分
平成25年12月19日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１０９１号
福岡市城南区東油山６丁目２番27号
破産者　城南青果こと　林　　邦夫
1　破産債権の届出期間　平成26年１月29日まで
2　一般調査期日　平成26年３月10日午後１時30分
平成25年12月18日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９７号
埼玉県深谷市瀬山561番地
破産者　有限会社金川商事
1　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
2　一般調査期日　平成26年２月18日午前10時30分
平成25年12月24日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９８号
埼玉県熊谷市新島322番地２、開始決定時の住所埼玉県深谷市瀬山561番地
破産者　金　　鍾克（通称金川鍾克）
1　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
2　一般調査期日　平成26年２月18日午前10時30分
平成25年12月24日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第５１号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝1139番地
破産者　浪江新一郎
1　破産債権の届出期間　平成26年２月12日まで
2　一般調査期日　平成26年３月25日午前11時
平成25年12月18日　京都地方裁判所宮津支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１００５号
広島市西区商工センター５丁目14番20号
清算株式会社　株式会社岡商店
代表清算人　岡　　順一
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２５年（ヒ）第１号
群馬県沼田市利根町老神603番地
清算株式会社　株式会社みどり
1　決定年月日　平成25年12月17日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所沼田支部

平成２５年（ヒ）第１００２号
千葉市花見川区宇那谷町1503番地２
清算株式会社　株式会社オーセン
1　決定年月日　平成25年12月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所民事第４部

更生手続終結

平成４年（ミ）第１号
愛媛県今治市伯方町木浦字瀬戸浜甲4522番地１
更生会社　バイオ愛媛株式会社（旧商号株式会社バイ・エヒメ）
管財人　矢野　真之
1　決定年月日　平成25年12月19日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画が遂行された。
松山地方裁判所今治支部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
北海道旭川市大町１条９丁目181番地95
再生債務者　有限会社ユートピア・アットホーム旭川
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年２月14日から平成26年２月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再）第２号
兵庫県姫路市夢前町前之庄2934番地の１
再生債務者　医療法人社団夢前会
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月27日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年２月27日から平成26年３月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
山形県酒田市宮海字明治99番地の５、商業登記記録上の所在地山形県酒田市宮海字明治80番地の２
再生債務者　升川製材株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月25日付けの再生債務者提出の再生計画案
2　再生計画案に対する回答期限　平成26年２月28日まで
平成25年12月19日　山形地方裁判所酒田支部

再生計画認可

平成２５年（再）第５号
大阪市西区江戸堀１丁目８番22号
再生債務者　株式会社山本友綿行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年12月19日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４５号
栃木県宇都宮市鶴田町1858番地10
再生債務者　前畑　清彦
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月24日から平成26年２月３日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再イ）第１２号
鳥取県米子市旗ヶ崎９丁目６番11号
再生債務者　尾﨑　　淳
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月24日から平成26年２月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（再イ）第２０１号
名古屋市中区栄５丁目３―38　プレサンス栄メディパーク307、住民票上の住所静岡県藤枝市稲川202番地の25
再生債務者　髙尾　静治
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月14日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月21日から平成26年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部